

目黒会米国支部規程

第1章 総 則

(名称)

第1条 この支部は名称を目黒会米国支部（以下支部という）と称し、東部、北加、南加の3地区局から成り立つものとする。

(目的)

第2条 支部は目黒会の支部機関であって目黒会の事業を推進することを目的とする。

具体的な目黒会米国支部設立目的としては、以下の項目を規定する。

- (1) 目黒会会員とその家族間の相互交流を通して、懇親を深め、アメリカ生活をより充実したものにする基盤を提供する。
- (2) ビジネス、就職になど関する情報交換ネットワークを提供し、会員間の相互援助を活性化する。
- (3) 留学生、アメリカ来訪者などに対する相談窓口として機能させ、依頼あるときは直接、間接の両面から来訪者の便宜に寄与する。
- (4) 電気通信大学の米国に於ける活動に対し、大学からの要請あるときは必要に応じて支援活動を行い、大学の発展に寄与する。

第2章 役員及び会員

(役員)

第3条 支部には下記の役員を置く。

- | | |
|--------------|-----------------|
| (1) 支部長 | 1 名 |
| (2) 副支部長 | 1 名 |
| (3) 事務局長 | 1 名 |
| (4) 地区部会代表幹事 | 各地区一名（東部、北加、南加） |

(役員を選任)、

第4条 支部長及び副支部長は幹事の互選により、幹事は会員の推薦により選任する。

事務局長は支部長がこれを委嘱する。副支部長が事務局長を兼務することは妨げない。

(役員職務)

第5条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 支部長は支部を代表して会務を総合的に遂行する。
- (2) 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故のあるときはその職務を代行する。
- (3) 事務局長は支部の会計事務及び庶務事項を司る。
- (4) 地区幹事は各地区部会を統括すると共に、米国支部の予算、決算、規程の改廃手続き及び支部長、副支部長並びに会員の諮問する事項を審議する。

(顧問)

第6条 支部に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は役員会の推挙したものを支部長が委嘱する。
- 3 顧問は支部の目的の達成に寄与し、支部長の諮問に応ずる。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員を生じた場合は速やかに補充する。
- 3 任期途中で補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会員の範囲)

第8条 支部の会員は現在、あるいは過去にアメリカに在住したことがある目黒会会員、又はアメリカに主たる勤務地を置く機関に勤務する目黒会会員とする。

(個人情報保護)

第9条 役員及び会員の個人情報の取扱いは目黒会個人情報保護規程に従う。

第3章 会 議

(総会)

第10条 総会は支部の最高機関であって下記に掲げる事項を審議する。

- (1) 前年度事業報告及び収支決算
 - (2) 重大な運営計画
 - (3) 規程の変更
 - (4) 解散
- 2 総会は毎年1回支部長が招集する。但し、必要なときは臨時にこれを召集することができる。

(役員会)

第11条 役員会は支部長、副支部長、及び地区部会幹事をもって組織する。

- 2 役員会は米国支部の運営にあたる。
- 3 役員会は必要に応じ支部長が招集する。

(役員会の議決)

第12条 役員会の議決は出席役員多数決による。会議に出席できない役員は、インターネット通信システム、E-mail および／または、電話などの通信手段などによる意思表示及び議決への参加が出来る。

第4章 会 計

(経常費)

第13条 支部の経費は会員よりの会費、寄付金を及び目黒会本部の支部援助金をもってこれにあてる。

(会計年度)

第14条 支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

第5章 附 則

第15条 支部の運営に必要な事項でこの規程以外の事項は役員会の議決を経て支部長が別に定める。

第16条 支部設立の際における役員は立候補者及び会員からの推薦者から選出するものとする。

第17条 この規程は2011年5月の目黒会の設立承認をもって実施する。